

〔時慶卿記〕慶長九年十月五日、御嚴重如例給御所、女院御所、親王御方也。金千世ニハ親王御方ヨリ別ニ給家中猪子申付候、十七日、御嚴重戴、御三所ナリ、此方亥子モ祝家中マヂナリ、廿九日、御番ハ時直勤御嚴重御三御所ヨリ戴候如例家中ノ祝又々同。

〔大江俊矩公私雜日記〕文化七年十月六日丁亥、御玄猪禁中計被出申出之儀如例年、十八日己亥、御玄猪申出如例、今日仙洞東宮被出自三御所令拜領、尤如昨年、東宮者未刻後申出也、秉燭前相濟罷歸也、佐々木左門麻上下著用相勤也。三御所共、紅葉玉、ふ也、尤白餅三十日辛亥、御玄猪申出、辰刻以使附長橋奏者所申込午半刻更令申出、如例給之、尤禁中計也。

〔殿中申次記〕御亥ノ子諸家出仕様體之事

一御對面所へ御出座候て、則申次御前へ參面々と申入候て、則三職以下御相伴衆の大名、一列に御前江被參著座候て、御膳參り候、同二ノ御膳も參る、左様ニ候て、三職以下一人ヅ、直ニ御給候て、直に退出なり、次ニ國持の外様同打つゝきて被參、如此之後二ノ御膳をあげ被申候て、御とほりニ置申て、常の外様一人ヅ、被參候て、則御せんの御なりぎりを給て、頂戴候て退出なり、如此ありて御とおりに置被申たる御膳を、かけへ取申され候也。

一如此次第ありて、別の御膳を持參候て、御前に置被申時、御供衆御部屋衆申次已下被參候て、直に被下之候也。

一各參すみて公家と申入て、公家衆一人ヅ、御參候て、直ニ被給候也。

一傳奏御事は公家達の中ニ被參候也。

一禁裏様より参らせらる、御嚴重は、傳奏公家中にて被參時、被持參申候也、如此之段、もとよりの御様體也、然に惠林院殿様○足利御代禁裏様御嚴重を、一番に御頂戴ありたき由上意にて、面々よりも前に、傳奏と申入て被參候也、其分至于今無相違也。